

任意継続組合員被扶養者取消申出書

被扶養者を取り消す際、添付書類とともに提出してください。組合員が喪失する際は提出不要です。

任意継続組合員記号・番号	公立神奈川 (6桁の番号)
被扶養者の認定を受けていた者が、その要件を欠くに至ったため、取り消しを申し出ます。 公立学校共済組合神奈川支部長 様 年 月 日 組合員 氏名 (署名) 住所 〒 電話	
被扶養者氏名	(続柄)
被扶養者生年月日	年 月 日 (年齢 歳)
取消年月日	年 月 日
取消理由 理由に応じた添付書類が必要です。	<input type="checkbox"/> 就職先の健康保険に加入 <input type="checkbox"/> 収入超過 <input type="checkbox"/> 扶養替え <input type="checkbox"/> その他 ( )
検認または認定日から 取消日までの収入	<input type="checkbox"/> あり (収入の確認できる給与明細・年金改定通知等を添付) <input type="checkbox"/> なし
資格喪失証明書の発行	<input type="checkbox"/> 必要 (国民健康保険・家族の健康保険に加入する場合のみ) <input type="checkbox"/> 不要

添付書類

取消日が7月1日以降の場合は、被扶養者の「市区町村発行の課税(非課税)証明書」原本が必要です。  
(検認時または認定時に当年度の「市区町村発行の課税(非課税)証明書」を提出済みの場合は除く)

その他の添付書類(例)

- 就職した場合・・・勤務先の保険証の写し、辞令の写し、資格確認書の写し、資格情報のお知らせの写し 等
- 収入超過の場合・・・給与明細書の写し、給与等支払証明書、年金通知の写し、確定申告書(内訳)の写し 等
- 扶養替えの場合・・・新しい健康保険証の写し、扶養協議書 等
- その他の場合・・・給付グループへお問い合わせください。

※ 内容により、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

※ 任意継続被扶養者証または被扶養者の資格確認書を添付してください。

添付できない場合は、本紙下の余白にその理由を記入してください。

【送付先・問合せ先】 〒231-8309 横浜市中区日本大通 5-1 公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ  
電話 (045) 210-8179 ※共済組合使用欄

受付印	証等回収	事務次長	確認者
			担当者